

意見書

平成 16年 8月 27日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号103-0015
東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
日本橋箱崎ビル
ソフトバンクBB株式会社
取締役CTO 筒井多志志

筒井多志志

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成16年7月27日付け情審通第81号で公告された「平成17年度以降の接続料算定の在り方」の答申案に関し、別紙の通り意見を提出します。

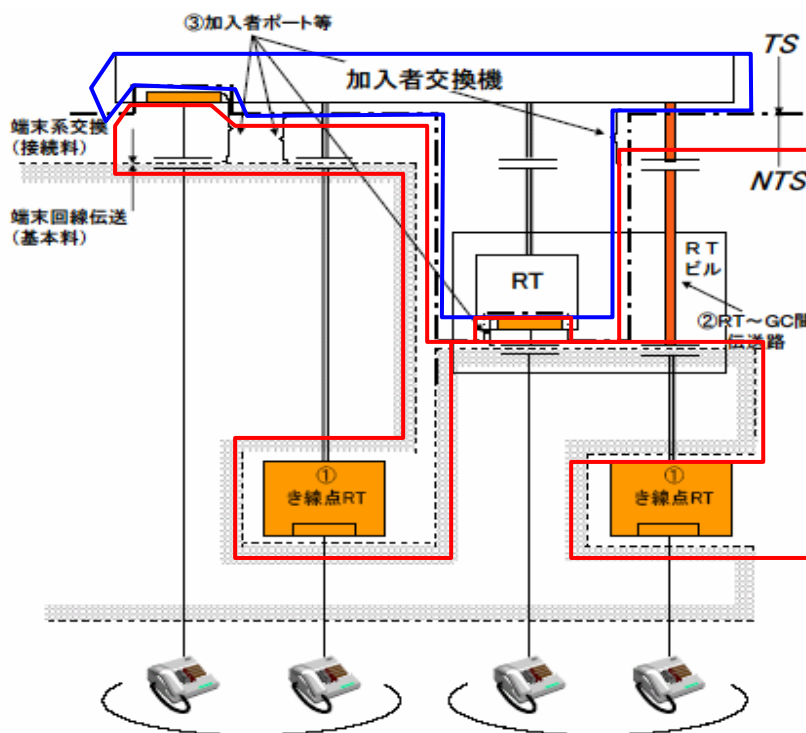
「平成17年度以降の接続料算定の在り方」の答申案に関する意見

ソフトバンク BB 株式会社 取締役 CTO 筒井 多圭志

1. 総論

接続料における「加入者交換機能」の項目建てを、「加入者交換機能」と「加入者回線機能」に項目分離すべきと考えます。

図1 モデル上の通信網構成におけるNTSコストの範囲



(注) ②は、正確には、き線点RT～加入者交換機 (GC) 間伝送路のうち、RTビル～GCビル間の伝送路を指す。なお、当該伝送路は、モデルにおいてRTビル配下の配線エリアにおいても経済比較でき線点RTを設置するロジックを採用したため発生したものであり、実際の通信網には存在しない。

表1 NTSコスト

	加入者交換機能			
		①き線点RT	②RT～GC間伝送路	③加入者ポート等
年間費用 (億円)	6,541	659 (10.1%)	895 (13.7%)	1,680 (25.7%)

(注1) 入力通信量はH15実績値。

(注2) 括弧内は加入者交換機能の全費用に占める割合。

(意見 1)

「加入者交換機能」を「加入者回線交換機能(純粋に加入者回線の回線交換にかかる機能)」と、「加入者回線機能(き線点 RT、RT~GC間伝送路、加入者ポート等)」に項目を分離するべきと考えます。加入者交換機能を加入者回線交換機能、加入者回線機能に項目を分離することにより、番号ポータビリティ等の、加入者回線機能に依存していないサービスにおいて、加入者回線機能が付与されるような事は起きなくなります。また、加入者ポート『等』の内訳についてもさらなる明確化をするべきであると考えます。

表 2 加入者回線交換機能、加入者回線機能の分離

年間費用 (億円)	加入者交換機能			
	6541			
	加入者回線交換機能	加入者回線機能		
		き線点RT	RT-GC間伝送路	加入者ポート等
		659	895	1680
	3307	3234		
	50.6%	10.1%	13.7%	25.7%

(意見 5) 加入者交換機能利用料金内訳の明確化

(意見 2)

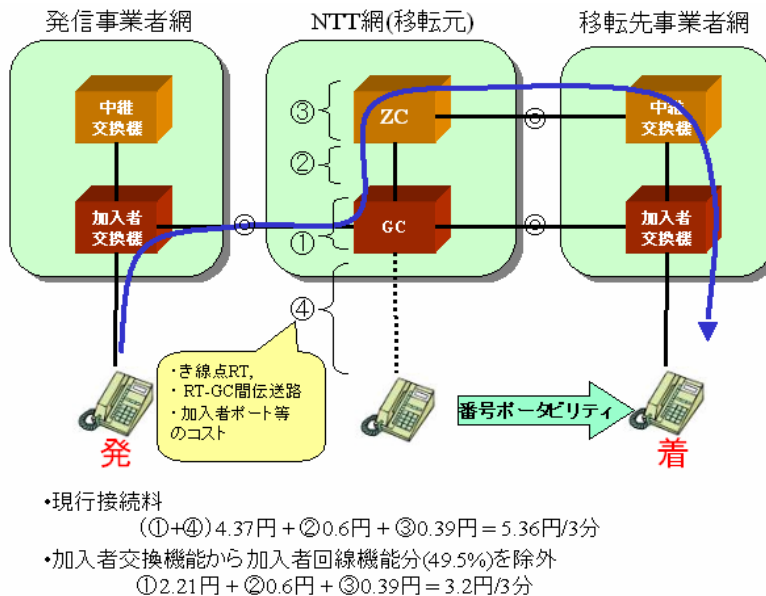
加入者交換機に係わる NTS コストとして「平成 17 年度以降の接続料算定のあり方について」の答申第 1 章第 1 節に於いて、NTS コストの定義がなされております。しかしながら、加入者回線に係わる設備を使わない場合、加入者交換機能と中継交換機能はほぼ同等の機能を提供していると考えられます。現行制度上では NTT 東、西接続約款の料金に関する項、表 2-2 に於いて「加入者交換機能」として 1 秒あたり 0.021105 円とされている料金(3 分あたり 3.78 円但し 1 通話あたりの費用は除く)と、中継交換機能利用料金(同約款表 2-4)に記載されている中継交換機能利用料金の 1 秒あたり 0.0010250 円(3 分あたり 0.36 円但し 1 通話あたりの費用は除く)との差額であると考えられます。

同答申において、加入者交換機能に付随するコストのうち き線点 RT、RC~GC 間伝送路および加入者ポート等の内訳について、当該答申によって、将来的には加入者交換機能利用料金は、現状の 50.5%、すなわち、3 分あたり約 1.91 円になると明示されたのは大きな前進であると捕らえております。しかしながら、機能面から見た場合中継交換機能利用料金の 3 分あたり 0.36 円と比較した場合にはまだまだ大きな開きがあるといわざるを得ません。同等の機能の提供になぜこれほどの価格差が生じるのでしょうか？

事業者間の適正競争、ひいては利用者の利益を守る立場から、当該費用に関して、GC コストの内訳の更なる明確化を行う必要があります。

2 番号ポータビリティ利用時の非利用 NTS コストに関して

図2 番号ポータビリティによる通話経路



(意見 1)

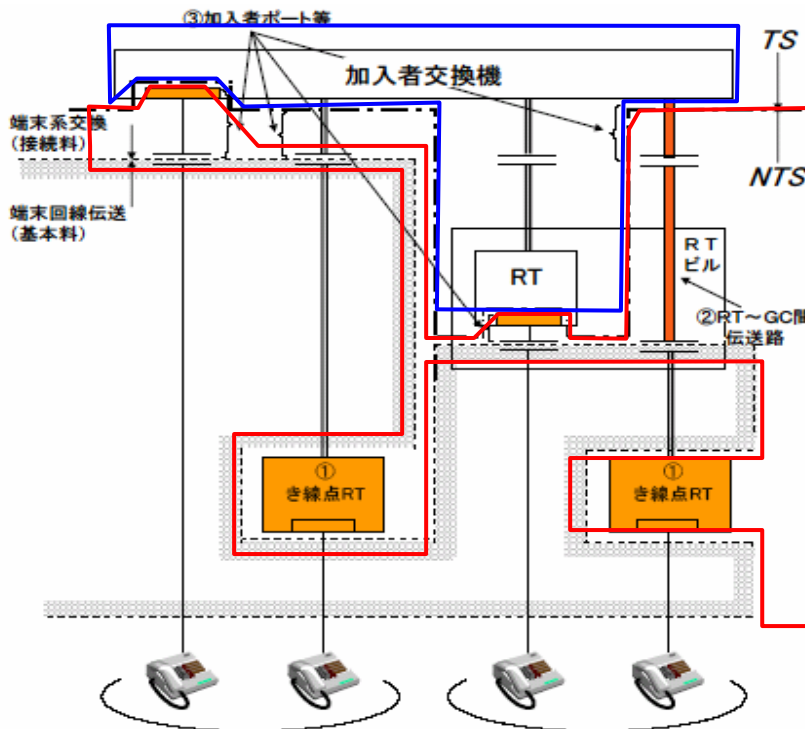
接続料における加入者交換機能については、当初想定されなかったような、GC 交換機の使用形態が現れており、き線点 RT、RT～GC 間伝送路、加入者ポート等を使用せず、GC で番号ポータビリティのみ行い、加入者回線サービスを他社が提供する形態が現れている。この形態の場合、加入者回線コストは他社の役務として別途負担されており、き線点 RT、RT～GC 間伝送路、加入者ポート等にかかるコストを二重取りする事になり会計上適切でないと考えます。

このように「加入者交換機能」が適切に分離されなければ、結果的に二重取りになってしまう部分があります。もし、二重取りして良いという事であれば、当社も二重取りして良いという理屈になります。が差し支えないでしょうか。例えば、NTS コスト付ミラー接続料(密着しており分離不可)が考えられます。

(意見 2)

番号ポータビリティ(図2)を利用する場合、加入者回線機能のうち NTS コストに付随する部分はまったく利用しておりません。旧モデルでは想定外の事象のため、接続料としては、「加入者交換機能利用料金」の項目に入ってしまいます。加入者交換機能利用料を細分化していただくことでより合理的な番号ポータビリティサービスの提供が可能になると考えられます。もちろん、加入者交換機そのものは利用していると考えられることもできますので、加入者交換機能利用料のすべてについて除外すべきとは申しませんが少なくとも、き線点 RT、RT-GC 間伝送経路、加入者ポート等の設備に関してはまったく利用していないものであり、たとえ使用している NTS コストの除外が段階的に実施されるものとしても、使用していない NTS コストに関しては即時除外できるようにするべきであると考えます。

図 3



(注) ②は、正確には、き線点RT～加入者交換機(GC)間伝送路のうち、RTビル～GCビル間の伝送路を指す。なお、当該伝送路は、モデルにおいてRTビル配下の配線エリアにおいても経済比較でき線点RTを設置するロジックを採用したため発生したものであり、実際の通信網には存在しない。

(意見3)

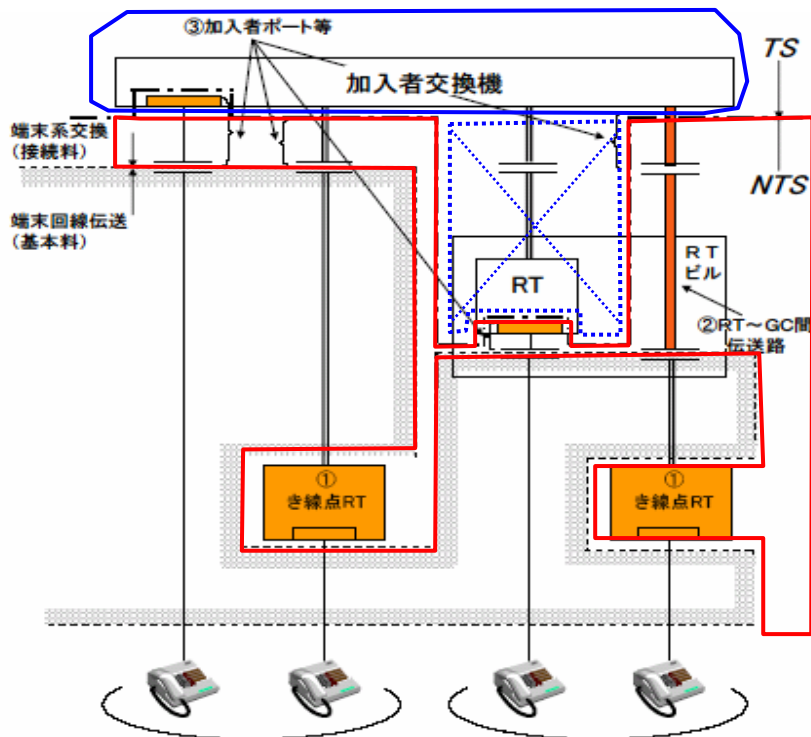
意見2では答申、24ページ表4に於ける + + のコストを番号ポータビリティを利用した加入者交換機の一部利用のケースにおいて除外すべきだとの意見を述べましたが、一方で、 の加入者ポート等は、加入者交換機と分離も転用も不可能だと考える事も出来ます。確かに加入者ポートの無い加入者交換機というものは想定できませんし、交換機能がポート数に対して余裕が無いケースは十分にありえることだとも考えられます。当該場合においては、下記の措置をとることが必要であると考えます。

加入者ポート等の「等」の内訳の明確化

+ + (のうち交換機と不可分なものを除く) 分のコストの除外

上記コストの除外に関しても実際使用していない設備の利用料金を支払っていることとなりますので、一般の NTS コストの除外が段階的に実施されるとしても、加入者交換機に係わるもの以外は即座に除外すべきものと考えます。

図4



(注) ②は、正確には、き線点RT~加入者交換機 (GC) 間伝送路のうち、RTビル~GCビル間の伝送路を指す。なお、当該伝送路は、モデルにおいてRTビル配下の配線エリアにおいても経済比較でき線点RTを設置するロジックを採用したため発生したものであり、実際の通信網には存在しない。

(意見 4)

各論中の意見 2、あるいは意見 3 に関しましての番号ポータビリティ実現方式にかかる NTS コストについては、現在事実上ほとんどユーザーがいませんので、財源の確保は不要です。しかも、番号ポータビリティ実現方式の見直し検討会における議論の中で、平成 18 年 6 月頃には実現方式の見直しにより料金、コストともに発生しないようになる方向で議論が進んでおりますので各論中の意見 2 あるいは意見 3 に関しましては、2 年間の経過措置として、ご配慮頂くだけで十分です。

(意見 5)

各論中の意見 2、あるいは意見 3 に関しましての番号ポータビリティ実現方式にかかる NTS コストについて、今回答申にてご配慮をいただけますと、KDDI 様や USEN メディア様、フュージョンコミュニケーション様などの 0AB~J 番号ポータビリティ電話付き光 IP 電話サービスとして御推進中の 1700 円前後の光電話基本料として計上されることにより光 IP 電話サービスがリーズナブルなコスト提供できることになっていますが、当座 2 年間において、着信時の電話代が番号ポータビリティ前の電話よりも著しく高くなること(3 分 16 円前後)を、防ぐことができ、e-Japan 構想の推進に寄与します。

(意見 6)

各論中の意見 2、あるいは意見 3 に関しましてのこの番号ポータビリティ実現方式にかかる NTS コストの考え方の整理は、NTT は、同番移行として整理するとしても、コストの課金の考え方は、同じですので、NTT 東西様が、同社の 0AB~J 番号ポータビリティ電話付き光 IP 電話サービスのお客様の着信の電話代が著しく高くないことによって、恩恵を享受できます。

(意見 7)

番号ポータビリティが見直されるまでの 2 年間において、NTS コストを番号ポータビリティにおいて付与しますと、現在係争中の事案と同様な紛争が多発することが懸念されます。